

令和7年度

実践技術研修（開水路・パイプラインコース）運營業務

仕様書

関東農政局 土地改良技術事務所

第1章 総則

(適用範囲)

第1-1条

本業務の施行にあたっては、この仕様書によるものとする。

(目的)

第1-2条

本業務は、実践技術研修（開水路・パイプラインコース）の開催を通して、受講生が農業農村整備事業に係る開水路及びパイプラインの計画、設計、施工等の基礎的知識を修得し、農業土木技術職員としての技術力向上を図ることができるよう、オンデマンド配信講義用の動画の作成、演習用（対面・WEB 併用開催）テキストの作成及び研修講師を行うことを目的とする。

(日程)

第1-3条

研修は以下の日程を予定している。

オンデマンド配信講義：令和7年11月4日～12月3日

演習：令和7年12月4日～12月5日（2日間）

なお、詳細な時間等については別紙1「作業項目内訳表」を参照するものとする。

(場所)

第1-4条

演習の場所は以下のとおりとする。

関東農政局土地改良技術事務所 埼玉県川口市南町2-5-3

(業務の着手)

第1-5条

受注者は、契約締結後14日以内に業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは受注者が業務実施のため監督職員との打合せ又は現地調査を開始することをいう。

(業務計画書)

第1-6条

業務計画書作成にあたっては、以下のとおりとする。

- (1) 受注者は、契約締結後14日以内に業務計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。
- (2) 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。
 - ①業務概要、②実施方針、③業務工程、④業務組織計画、⑤打合せ計画、⑥成果物の品

- 質を確保するための計画、⑦成果物の内容、部数、⑧連絡体制（緊急時含む）、⑨その他
- (3) 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合には、理由を明確にしたうえ、その都度監督職員に変更業務計画書を提出しなければならない。
- (4) 受注者は、監督職員が指示した事項については、さらに詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

(一般事項)

第1-7条

- (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 研修対象者は、関東農政局の職員、管内の都県、水資源機構、又は、土地改良事業団体連合会の職員で、経験年数が概ね15年以下または関連業務に従事する農業土木技術者とする。

(講師の資格)

第1-8条

講師は、次のいずれかの資格を有するもの、又は、これと同等の能力と経験を有する技術者（大学卒18年、短大・高専卒23年、高校卒28年以上相当の能力と経験を有する者）で、1名以上とする。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木
		農業－農業農村工学
	農業	農業土木、農業農村工学
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	－
農業土木技術管理士	－	－
農業水利施設機能総合診断士	－	－
博士	農学	

(現場責任者の資格)

第1-9条

現場責任者は、次のいずれかの資格を有するもの、又は、これと同等の能力と経験を有する技術者（大学卒18年、短大・高専卒23年、高校卒28年以上相当の能力と経験を有する者）とする。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木
		農業－農業農村工学
	農業	農業土木、農業農村工学
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	－
農業土木技術管理士	－	－
農業水利施設機能総合診断士	－	－
博 士	農学	

第2章 業務条件

(作業条件)

第2－1条

作業条件は以下のとおり。

- (1) 成果物の著作権は発注者のものとする。
- (2) オンデマンド配信講義用動画の解像度は「1920×1080」以上とする。また、動画のファイル形式は wmv・3gp・avi・mov・flv・mpeg・mp4・asf・rm・ogm・divx・vob・mt2s・m2ts のいずれかとする。
- (3) オンデマンド配信講義用動画は10月24日までに、発注者に提出するものとする。
- (4) 以下については、発注者が行うことから契約対象外とする。
 - 1) 受講生の募集、案内等の事務手続き
 - 2) 研修室等の準備及び講義で使用するパソコン等の準備
- (5) 受講生は15～20名程度を想定している。
- (6) 講義内容については、貸与資料等を踏まえたくて発注者と内容を協議し、テキストの作成を行うものとする。詳細は別紙1「作業項目内訳表」を参照するものとする。
- (7) 講義に使用する研修テキストの原稿は、研修実施までに作成するものとする。
- (8) 演習は対面とWebの併用による開催を予定している。

(貸与資料)

第2－2条

貸与資料は、次のとおりである。

分類	貸与資料	数量	備考
資料	令和5年度 実践技術研修（開水路・パイプラインコース）テキスト	1式	貸与資料のうち、以下のカリキュラム科目に該当するテキストを貸与する。

			<ul style="list-style-type: none"> ・開水路の設計 ・パイプラインの設計 ・施工計画と具体的事例 ・開水路の設計演習 ・パイプラインの設計演習
資料	令和6年度 実践技術研修（開水路・パイプラインコース）テキスト	1式	同上

また、上記以外に必要な資料がある場合は監督職員と協議するものとする。

（貸与資料の取扱い）

第2-3条

貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか業務完了時に一括返納しなければならない。

第3章 業務内容

（作業項目及び数量等）

第3条

本業務における作業項目及び数量は、別紙1「作業項目内訳表」に示すものとする。

第4章 打合せ

（打合せ）

第4条

打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

初 回 作業着手前の段階（WEB）

第2回 オンデマンド配信講義用動画の録画前のテキスト及び演習講義のテキスト確認時（WEB）

最終回 成果物作成段階（WEB）

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、その内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

第5章 成果物

（成果物）

第5-1条

受注者は、業務等が完了した場合には、設計図書に示す成果物を完了通知書とともに提出し、検査を受けなければならない。

第5-2条

成果物は、次のものを提出しなければならない。

- (1) 成果物(作成した講義用動画、テキスト等のデータ)の電子媒体(CD-R若しくはDVD-R)1部。

このほか、この成果物に含まれる「行政機関の保有する情報公開に関する法律」に基づく「不開示情報」に該当する情報について、その箇所を黒塗りにする措置を行い、電子媒体(CD-R等)により別途1部を提出するものとする。

- (2) 成果物の出力 1部(電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)

(成果物の提出先)

第5-3条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

埼玉県川口市南町2-5-3 関東農政局土地改良技術事務所

第6章 契約変更

(契約変更)

第6条

業務請負契約書第15条から第18条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第1-3条に示す「日程」に変更が生じた場合。
- (2) 第2-1条に示す「作業条件」に変更が生じた場合。
- (3) 第3条に示す「作業項目及び数量等」に変更が生じた場合。
- (4) 第4条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- (5) 第5章に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- (6) 履行期間の変更が生じた場合。
- (7) 関係機関等対外協議により実施計画等に変更が生じた場合。
- (8) その他。

第7章 環境負荷低減に向けた取組

(環境負荷低減に向けた取組)

第7条

受注者は、本業務の履行に当たり、以下に示す環境負荷低減に取り組むこととする。なお、原則として、取組状況の確認は求めないこととする。

- (1) 環境関係法令の遵守 受注者は、関連する環境関係法令を遵守するものとする。
- (2) 環境関係法令の遵守以外の事項 受注者は、新たな環境負荷を与えることのないよう、

以下の取組に努めるものとする。

- ・エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用 等）の実施に努めること。
- ・みどりの食料システム戦略（持続可能な食料システムの構築に向けた農林水産省の取組）の理解に努める、もしくは、環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努めること。

第8章 定めなき事項

（定めなき事項）

第8条

この仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙1 作業項目内訳表

1. 準備作業

作業項目	作業内容	数量	カリキュラム(案) 該当科目
(1) 資料収集	講義を実施する上での資料収集及び貸与資料の内容把握を行う。	1式	・開水路の設計 ・パイプラインの設計 ・開水路の設計演習 ・パイプラインの設計演習
(2) テキストの編集	収集した資料と貸与資料を基にテキストの編集を行う。 1) 貸与資料を確認し、カリキュラム(案)に記載の業務対象外の講義との重複内容を精査する。 2) 1)を踏まえ各科目の内容に合わせて、テキストの修正・追加・補足等を行う。	1式	同上

2. 研修講師

作業項目	作業内容	時間	数量	カリキュラム(案) 該当科目
1) 開水路の設計(講義用動画の作成)	開水路の水理計算、構造設計及び水路施設の設計等に関する講義用動画の作成を行う。	4時間程度	1回	・開水路の設計
2) パイプラインの設計(講義用動画の作成)	管種管径の検討、水理計算、水撃圧計算、耐震設計等に関する講義用動画の作成を行う。	3時間程度	1回	・パイプラインの設計
3) 開水路の設計演習	開水路に関する設計の演習に関する講義の講師を行う。	7時間程度	1回	・開水路の設計演習
4) パイプラインの設計演習	パイプラインに関する設計の演習に関する講義の講師を行う。	7時間程度	1回	・パイプラインの設計演習

注1) 本業務対象範囲は、別添2「カリキュラム(案)」のとおりである。

別添2 令和7年度 実践技術研修（開水路・パイプラインコース） カリキュラム（案）

月日	曜日	時間		科目	内容	講師	業務範囲	会場	備考	
1ヶ月間配信 (11/4-12/3)			1:00	開水路設計の概要	「設計基準」及び「設計のチェックポイント」の解説、開水路更新の留意事項	東北農政局土地改良技術事務所 専門技術指導官	業務対象外	自席(WEB)	チャンネル配信(1か月間の配信期間にいつでも視聴可能)	
			4:00	開水路の設計	開水路の水理計算、構造設計及び水路施設の設計等に関する講義	(外部講師)	業務対象			
			1:00	パイプライン設計の概要	「設計基準」及び「設計のチェックポイント」の解説、パイプライン更新の留意事項	東北農政局土地改良技術事務所 専門技術指導官	業務対象外			
			3:00	パイプラインの設計	管種管径の検討、水理計算、水撃圧計算、耐震設計等に関する講義	(外部講師)	業務対象			
			1:00	施工計画と具体的事例	パイプライン、開水路の施工計画及び仮設計画	関東農政局土地改良技術事務所 専門技術指導官	業務対象外			
12月4日	木	8:50	9:00	0:10	オリエンテーション	関東農政局土地改良技術事務所 企画情報課	業務対象外	土技所or自席(WEB)	会場は受講生が選択。 ※講師は土技所で実施。	
		9:00	12:00	3:00	開水路の設計演習	開水路に関する設計の演習	(外部講師)			業務対象
		13:00	17:00	4:00	開水路の設計演習	開水路に関する設計の演習	(外部講師)			業務対象
12月5日	金	9:00	12:00	3:00	パイプラインの設計演習	パイプラインに関する設計の演習	(外部講師)	土技所or自席(WEB)	会場は受講生が選択。 ※講師は土技所で実施。	
		13:00	17:00	4:00	パイプラインの設計演習	パイプラインに関する設計の演習	(外部講師)			業務対象
		17:00	17:10	0:10	閉講式		関東農政局土地改良技術事務所 企画情報課			業務対象外